



お問い合わせは、
(☎63・3802)まで。

**建築物の新築。
増改築または取壊
しをされた方へ**

家屋の増改築をしたり、倉庫や物置、車庫を新築(増改築)されると、固定資産税の対象となり、申告の義務が生じます。

家屋の増改築や倉庫などの新築(増改築)をされた場合は、お手数ですが、完成後に税務課までご連絡ください。

また、建物を取り壊した場合、減失登記等で取り壊しの把握に努めておりますが、減失登記がされていないものや未登記建物については、適正な課税をおこなうため、必ず届出をおこなってください。

詳しくは、税務課(☎63・3802)まで。



お問い合わせは、
(☎63・3805)まで。

**下水道への接続は
お済みでしょうか？**

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願ひします。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場ホームページで紹介しています。



仕事のご依頼をお待ちしています!

センターには、永年の職業を通じて豊かな経験と能力をもつ高齢者の方々が会員として登録されており、多岐にわたる仕事が可能です。



仕事のご依頼のほか、会員への登録についてなど、詳しいお問い合わせ、お申込みは下記連絡先までお願いします。

〒649-1213 日高町大字高家630番地

(日高町農村環境改善センター内)

月曜～金曜 9:30～12:00 13:00～16:00

(昼休みは不在)

日高町シルバー人材センター

☎70・0385

E-mail:hidakacho.sjc@za.ztv.ne.jp

紀勢本線を利用しよう

電車は、子どもから高齢の方まで誰もが利用しやすく、特に車を運転しない人にとってはなくてはならない大切な交通手段です。



しかし、近年道路交通網の進展により、紀勢本線の乗降客数は年々減少しています。生活基盤であることはもとより、地域振興や産業振興にとっても欠かせない紀勢本線を、地域で支えることも必要です。私たち地域の鉄道を守るためにも、旅行などお出かけの際には、

- ☆ **安全性が高い**
- ☆ **地球環境への影響が少ない**
- ☆ **渋滞なしで時間に正確**

といった利点の多い電車を、ぜひご利用ください。

【紀勢本線活性化促進協議会】



お問い合わせは、
(☎63・3800)まで。

医療受給者証の 更新手続きについて

- ◆ 老人医療費受給者証
- ◆ 愛ひとり親家庭医療費受給者証
- ◆ 身重度心身障害児者医療費受給者証

右記の各種医療受給者証の有効期限が7月31日までとなっております。お確かめのうえ、更新手続きをお願いします。
※すでに受給者証をお持ちの方には、7月中旬に役場から更新の案内をお送りします。



野焼きは法律で 禁止されています

「近所でごみを燃やしていて、煙で困っている」「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入って困る」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっております。

ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められていますが、焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。



日高町消防団 消火器 幹旋料金一覧表

消火器の耐用年数 **10年**程度

新規購入		詰め替え	
消火器具等	税込価格	消火器種類	税込価格
簡易消火具(スプレー式)	¥1,800	消火薬剤1.2kg型	¥2,000
消火薬剤1.2kg型	¥6,500	消火薬剤1.5kg型	¥2,000
消火薬剤3.0kg型	¥7,500	消火薬剤2.0kg型	¥2,600
住宅用火災警報器	¥4,000	消火薬剤3.0kg型	¥3,500

●消火器の引き取りのみ…¥1,000
※消火薬剤型の消火器を新規購入された場合のみ、古い消火器の引き取りが無料になります

注意 消火器を販売するために、こちらから訪問することはありません。悪徳商法や詐欺には十分注意してください。

【連絡先】日高町消防団事務局(☎63・2051)

人権相談・行政相談。心配ごと相談合同 相談所開設のお知らせ

7月19日(水)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会 会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。